

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月

愛媛県

目 次

はじめに

第1 重点的に取り組む普及指導活動の方向

1 流通・販売を見据えた産地化推進

- (1) マーケットインを意識した産地の育成
- (2) 産地を支える生産者の経営安定
- (3) 新技術等の実証・普及とスマート農業技術の活用
- (4) みどりの食料システム戦略の推進、食の安全・安心の確保

2 地域農業を支える多様な担い手の確保・育成

- (1) 新規就農者の確保・定着
- (2) 意欲ある農業者の育成・支援
- (3) 集落営農の推進
- (4) 女性の活躍促進
- (5) 農業大学校等における実践的研修教育の推進

3 地域特性を活かした魅力ある農村地域の創造

- (1) 持続的な地域農業の機能強化
- (2) 農村振興に向けた取組支援

第2 農業に関するハブ機関としての普及組織の確立と活動体制

1 地域農業育成室（農業指導班）

2 産地戦略推進室

3 農業大学校

4 農業革新支援センター（農産園芸課内に整備）

5 普及指導員の計画的な確保

第3 地域農業をリードする普及指導員の資質向上

1 人材育成方針

2 その他

第4 普及指導活動の効率的かつ効果的な実施

1 農業者に対する支援の充実・強化

2 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

- 3 技術を核とした地域に密着した活動の強化
- 4 地域農業育成室と産地戦略推進室の一体的活動の推進
- 5 普及指導計画の策定
- 6 普及指導活動の評価
- 7 普及組織及び農業革新支援センターの運営
- 8 試験研究、普及指導及び研修教育の一体的な取組の充実強化
- 9 研修教育の充実強化
- 10 都道府県間及び他産業指導機関との連携

第5 普及指導活動の成果の情報発信に向けた取組

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 関係機関が行う農業教育への協力
- 2 普及指導員等OB職員の活用
- 3 国との連携

はじめに

協同農業普及事業は、農業改良助長法の規定に基づき、愛媛県が国と協同して専門の職員として普及指導員を置き、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、時代の変化に合わせて様々な農政課題に対応し、農業の持続的な発展や農村の振興に大きな役割を果たしている。

一方、本県の農業・農村は、令和6年の農業産出額が1,337億円と令和7年目標の1,200億円を上回ったものの、人口減少の進行に伴う担い手の減少や高齢化による離農が想定以上に増加しているほか、鳥獣被害の深刻化、荒廃農地の拡大、気候変動等による自然災害の多発など、その環境は厳しさを増している状況にある。

このような課題に的確に対応し、農業の生産性向上と持続可能性の両立、農村地域社会の維持を図るため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員には、高度な専門技術・知識によって課題に対応するスペシャリスト機能と、多様な関係者との連携の構築や合意形成を促進するコーディネート役を通じた産地のプロデュース機能を発揮しながら、地域の将来あるべき姿（ビジョン）の実現とその目標達成に向けて、地域に密着した普及指導活動を展開することが求められる。

その活動を効果的かつ安定的に行うため、国との役割分担の下、県は、地域の実情に即した普及指導体制の構築や普及指導員の実践的な資質向上、普及指導活動の推進、就農促進に資する研修教育の提供等の役割を担っている。

これらを踏まえ、令和7年4月に国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」に基づき、本県における協同農業普及事業の実施に関する基本的な考え方を示すものとして「愛媛県協同農業普及事業の実施に関する方針」を次のとおり定める。

第1 重点的に取り組む普及指導活動の方向

県では、本県農業の持続的な発展や次世代への継承に向け、“儲かる農業”や“出口戦略”を強く意識した普及指導活動を行いながら、農業現場のニーズと方向性を的確に捉え、農業者・関係機関・行政等が一丸となり、「産地づくりビジョン」「地域戦略ビジョン」の目標達成に向けた活動に取り組む。

「産地づくりビジョン」は、新たな産地づくりや既存産地の再編を強力に推進するため、今後、地域の核となり地域を支える品目を「戦略品目」として選定するとともにビジョンを策定し、出口となる流通・販売を的確に見据えた普及指導活動に取り組む。

また、「地域戦略ビジョン」は、地域農業を活性化するための担い手対策、生産基盤対策、鳥獣被害防止対策等の重要性の高い項目等について策定し、各地域の産地づくりのベースとなる普及指導活動に取り組む。

なお、「産地づくりビジョン」及び「地域戦略ビジョン」は、効率的かつ効果的な普及指導活動を実施するため、以下に記す必要性かつ緊急性の高い重点推進項目に沿って策定するとともに、国や県の施策を積極的に取り入れ、重点化した普及指導活動を展開する。

1 流通・販売を見据えた産地化推進

新規品目や産地化の初期段階にある品目などを対象に導入に関する集中的な取組を実施するとともに、地域の基幹品目を対象にスマート農業技術などの新たな生産方式を導入した産地づくりを進める。

これらの活動は、愛のくにえひめ営業本部や食ブランドマーケティング課等と連携し、農業者、農業者団体、試験研究機関に加え、生産資材の製造・流通、農産物・食品の生産・製造・加工・流通に係る事業者、消費者など食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下、「食料システム関係者」という。）の需要動向を捉えたマーケットインによる生産から流通・販売までの一貫した指導・支援に努め、新たな産地の創造や既存産地の再編強化に向けた取組を重点的に進める。

【具体的な取組内容】

(1) マーケットインを意識した産地の育成

- ・地域の核となる新規品目の発掘及び導入推進
- ・新品種・新技術等の導入・普及推進
- ・革新的技術の導入・確立
- ・県育成品種の産地化促進
- ・国外市場も視野に入れた魅力ある「愛媛ブランド」の需要創出
- ・加工業務用等、新たな需要への対応及び販路開拓支援
- ・知的財産権・機能性表示・地理的表示の戦略的活用推進

(2) 産地を支える生産者の経営安定

- ・戦略品目の生産振興及び技術・経営指導
- ・農商工連携及び6次産業化の推進
- ・経営所得安定対策に係る戦略作物等の生産拡大及び生産性・品質向上支援
- ・気候変動に適応する生産技術の普及推進
- ・耕畜連携の推進

(3) 新技術等の実証・普及とスマート農業技術の活用

- ・試験研究機関等開発技術の実証展示及び導入支援
- ・農業者の新技術の習得・技術の向上支援
- ・スマート農業技術の導入による生産性の向上

- ・トライアングルエヒメで実証した新技術の活用、農業現場への普及・展開
- (4) みどりの食料システム戦略の推進、食の安全・安心の確保
 - ・有機農業を含む環境と調和した農業の推進
 - ・エコえひめ農産物、みどり認定者（エコファーマー）の拡大支援
 - ・エコえひめ農作物の栽培技術の普及推進
 - ・G A P（農業生産工程管理）やトレーサビリティ（生産履歴の追跡）システムの導入による生産基盤の強化
 - ・総合的病害虫・雑草管理（I P M）の導入推進

2 地域農業を支える多様な担い手の確保・育成

農業生産や農地保全等、地域農業の持続的発展のためには、多様な担い手の確保・育成が緊急かつ重要な課題であり、認定農業者や認定新規就農者を始めとする多様な担い手の確保とともに、効率化・安定化を進める集落営農組織の支援や担い手を支える農業支援サービス事業体の活用促進等に取り組む。

また、栽培技術や農業所得の向上、労働環境の整備、女性の活躍促進等、担い手や地域の実情に応じたきめ細かな普及指導活動を展開する。

【具体的な取組内容】

(1) 新規就農者の確保・定着

- ・農業大学校・農業高校等との連携による農家子弟や学生等に対する就農啓発及び就農支援制度の周知
- ・県内外における就農相談及び受入れに係る体制整備（U I J ターン等）
- ・地域おこし協力隊経験者、社会人経験者、N P O等多様な担い手の就農支援
- ・農業法人等への就職支援
- ・企業の農業参入支援
- ・新規就農者の定着に向けた重点的な支援

(2) 意欲ある農業者の育成・支援

- ・認定農業者への誘導、経営改善計画の策定支援
- ・意欲ある農業者の法人化及び経営承継支援
- ・農業支援サービス事業体の活用促進
- ・農作業安全対策の推進

(3) 集落営農の推進

- ・集落営農組織の育成、法人化推進
- ・集落営農組織の経営多角化による安定的発展支援
- ・農作業受託・農作業ヘルパー組織の育成及び活動拡大支援

(4) 女性の活躍促進

- ・地域農業の方針決定過程への女性参画の推進
- ・女性が活躍できる環境づくりと意識改革（技術・経営管理能力の向上支援、家族経営協定の推進、女性認定農業者の確保等）

(5) 農業大学校等における実践的研修教育の推進

- ・就農啓発及び就農に必要な技術・経営に係る実践的教育の推進
- ・地域農業リーダー及びグローバルかつ企業的感觉を持った農業経営者の育成
- ・デジタル技術や各種データを活用し、安定的な高品質・高収量生産に向けて、自らが変革できる人材の育成
- ・社会人等多様な人材に対する研修の実施

- ・農業の担い手を確保・育成するための関係機関との連携強化
- ・教育内容の充実強化及び施設・設備等の整備推進

3 地域特性を活かした魅力ある農村地域の創造

持続的な農業生産のため、地域の実情に合わせて荒廃農地対策や生産基盤の整備、鳥獣被害防止対策等に積極的に取り組むとともに、関係機関や他産業と連携・協働して安定した地域営農システムの構築を目指す。

また、地域資源の保全・有効活用、都市住民との交流促進等により、地域の特性を活かした農業・農村の維持発展及び自然環境の保全等多面的機能の維持・発揮を進め、魅力ある農村地域の創造を図る。

【具体的な取組内容】

(1) 持続的な地域農業の機能強化

- ・広域的な体制整備に向けた関係機関との連携強化（JA出資型法人、NPO法人等）
- ・農地中間管理機構との連携強化
- ・鳥獣被害防止対策の推進
- ・遊休・荒廃農地対策及び農地の有効利用推進
- ・地域の特色を活かした援農システムの構築支援（アルバイト、ボランティア）
- ・外国人材も含めた雇用労働力の確保支援・農福連携推進
- ・地域計画のブラッシュアップに向けた取組支援
- ・西日本豪雨災害からの復興支援（早期成園化、営農支援）
- ・大規模自然災害への対応

(2) 農村振興に向けた取組支援

- ・地産地消及び地域資源の活用推進
- ・地域特産品や新規作物の生産拡大推進
- ・水田等農地の多面的機能の維持・保全・活用推進
- ・都市住民との交流促進（観光・集落間連携）
- ・食育活動の推進

第2 農業に関するハブ機関としての普及組織の確立と活動体制

普及組織は、本県農業の振興方向や普及指導活動の重点推進項目を踏まえ、農業者の多様なニーズや地域農業の課題に的確に対応できるよう、農業者を始め、試験研究機関や農業大学校、市町や農業団体等の関係機関、民間企業等をつなぐハブ機関として、時代の変化にも的確に対応できるよう連携を強化し技術や情報の収集・共有を図る。

なお、普及指導員の配置については、組織の役割分担や活動体制を明確にし、適切な人員総数を確保した上で各普及指導員の在任期間や専門分野も考慮するとともに、食料システム関係者など多様な関係者・関係機関間のコーディネート役を担うことで産地のプロデュース機能が発揮できる体制とする。

1 地域農業育成室（農業指導班）

本県農業を支える多様な担い手の確保・育成や魅力ある農村地域の創造等と併せて、地域における栽培品目の生産技術指導を一体的に行う。

2 産地戦略推進室

新たな栽培品目の発掘や既存産地の再編・再興など、地域の特色を活かした品目を対象

に、出口を見据えた普及指導活動による産地化を強力に推進する。

3 農業大学校

農業者研修教育施設である農業大学校において、技術力、経営力を備え即戦力として活躍する農業者を育成するため、普及指導員を配置し、就農支援の取組と機能強化に努める。

4 農業革新支援センター（農産園芸課内に整備）

効果的かつ効率的な普及指導活動とその機能強化のため、本庁主務課に、研究・教育・行政機関や食料システム関係者等との連携、専門分野ごとの普及指導活動の総括、普及指導員の研修・指導等の役割を担う相談窓口（農業革新支援センター）を整備し、農業革新支援専門員（普及指導員）を配置する。

なお、配置された農業革新支援専門員は、先進的農業者等からの直接または、各普及指導機関を通じた高度かつ専門的な個別相談に対応するとともに、農業現場における戦略的な普及指導活動を的確にリードする。

5 普及指導員の計画的な確保

普及指導員資格の有資格者を計画的に育成するため、普及指導員資格の未取得者を普及指導機関等へ計画的に配置するとともに、専門的な知識や技術の早期習得を図り、将来にわたり、地域の農業振興をリードする普及指導員の確保・育成に努める。

第3 地域農業をリードする普及指導員の資質向上

普及指導員の世代交代に伴い、普及組織の指導力の低下が懸念される中、高度な技術・知識を備え、農業者とともに困難な課題にスピード感を持って取り組み、成果を追求する実践型普及指導員を早期にかつ計画的に育成することが必要となっている。

そのため、国が実施する研修制度を効果的に活用するとともに、県段階においては、OJT及び調査研究活動の実施や民間企業が実施するセミナーへの参加等を通して、普及指導員の知識・技術の向上と、普及組織が有する普及指導方法の継承を図る。

さらに、これらの研修や活動で得られた成果情報は、研修報告や成果発表等を通じて普及組織全体で共有を図るとともに、引き続き、普及指導員の自主的な資質向上を助長し、意欲ある優秀な人材を確保するため、普及指導手当の適正な運用に努める。

1 人材育成方針

中長期的な視点から、普及事業の推進に必要な人材の確保と適切な配置を進めるため、普及指導員の目指すべき人物像や向上を図るべき資質、研修体系、推進体制等の人材育成方針を別に定める。

2 その他

全国やブロック別の研修、プロジェクト活動等を通して、より広い視点で農政の推進ができる農業革新支援専門員を養成する。

第4 普及指導活動の効率的かつ効果的な実施

普及指導活動を効率的かつ効果的に実施するため、SPDCAサイクルの実践とともに以下に掲げる事項にも留意する。

1 農業者に対する支援の充実・強化

儲かる農業の実現に向けて、農業者の経営改善につながる補助事業や制度資金等の行政

施策の情報提供と活用支援に努める。また、ICT等の積極的な導入・活用による活動の効率化を進めるとともに、普及指導活動が農業者を始め関係機関等に広く認知されるよう、効果的な情報発信に努める。

2 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

先進的農業者や地域リーダーには、多様な担い手の確保・育成や活力ある地域農業を創造するための取組への参画、普及指導計画の策定・評価に対する助言など、普及指導活動への協力が得られるようパートナーシップの構築のため積極的に働きかける。

また、農業経営の法人化・多角化、ICT活用や6次産業化等、専門的な知識が必要とされる分野については、必要に応じて、えひめ農業経営サポートセンターや愛媛6次産業化サポートセンターが実施する事業を活用するなど民間専門家の協力を得るとともに、食料システム関係者を始め多様な関係者と連携して総合的に農業者を支援する。

3 技術を核とした地域に密着した活動の強化

県育成品種や高付加価値農産物の普及においては、地域の生産条件や社会的構造、消費動向等を踏まえつつ、普及の本質である技術を核とした中で活動を実施する。また、農業者や地域の要望に対しては、地域農業マネジメントセンター等を通じて、共に考え信頼関係を構築しながら、農業者の経営改善や地域農業の担い手育成及び地域づくり、産地づくりを進める。

4 地域農業育成室と産地戦略推進室の一体的活動の推進

複雑化・多様化する地域農業の課題に対応するとともに、生産から販売までの一貫した普及指導活動を展開するため、地域農業育成室と産地戦略推進室が連携して、ビジョンの実現に向けた取組を行う。

特に、「産地づくりビジョン」の推進に当たっては、地域における目標の特性を見極めながら、両室が一体となったプロジェクトチームを設置し、普及が有する総合力を活かした活動を展開する。

5 普及指導計画の策定

普及指導機関は、普及活動を総合的かつ計画的に行うため、実施方針に則し、管内の農業・農村の将来方向を踏まえ、普及指導計画を策定し普及指導活動を実施する。

普及指導計画には、概ね5年後の産地や地域のあるべき姿として「産地づくりビジョン」と「地域戦略ビジョン」を策定するとともに、その実現に向けた活動プラン、当該年度の活動内容を示し、これに基づき普及指導活動を実施する。

なお、普及指導計画の策定に当たっては、先進的農業者、農業団体、市町、県関係機関等と十分に連携し、関係者の合意が図られるよう配慮する。

6 普及指導活動の評価

県庁主務課及び普及指導機関の長は、普及指導活動の効果的な推進及び次年度の普及指導計画の適切な策定のため、普及指導計画に基づく活動の進捗状況、推進上の問題点及びその対応方法等について、概ね半期ごとに内部評価を実施する。

内部評価では、全てのビジョンの取組内容や自己評価、これからの推進計画などについて報告、点検し、今後の展開方策等を検討する。また、毎年度末には活動実績を整理し、評価するとともに、最終年度にはビジョン実現に係る総合的な評価を実施する。

また、普及指導活動の体制、普及指導計画におけるビジョンの設定、普及指導活動の過

程・達成状況、成果等について、先進的農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、その評価結果を公表するとともに、次年度以降の普及指導活動に反映する。

7 普及組織及び農業革新支援センターの運営

各地区の農業改良普及事業推進協議会等を通じて関係機関等との連携を強化するとともに、先進的農業者や食料システム関係者を始めとする多様な関係者との意見交換により、地域農業の振興に関する情報収集に努める。

また、農業革新支援センターに配置された農業革新支援専門員は、その役割が十分に果たせるよう、国が実施する研修や調査研究活動、農業革新支援センター長会議や農業革新支援専門員ネットワーク会議等を有効に活用し、国や都道府県の試験研究機関、大学、企業等との連携を強化するとともに幅広い情報の収集等に努める。

8 試験研究、普及指導及び研修教育の一体的な取組の充実強化

新品種や新技術の開発を行う試験研究機関、農業者に対する高度な技術・経営指導を行う普及指導機関、将来の農業の担い手に対する研修教育を行う農業大学校による一体的取組の充実・強化に努める。

また、普及指導活動の高度化に向けて、国立研究開発法人、大学、民間企業等との積極的な連携に努め、特に国及び県が行う研究開発において、より実用性の高い技術開発となるよう、普及指導機関が試験設計の企画段階から積極的に参画し農業現場の課題の共有、提案に努める。

9 研修教育の充実強化

農業大学校については、講義、実習等を組み合わせた実践的な研修教育を通じて、農業を志す学生を始め、多様な農業の担い手の確保・育成を行う中核的な機関として、その研修教育内容の充実強化に努める。

また、試験研究及び普及指導機関との密接な連携や役割分担を図りながら、農業の担い手に対し、技術や経営に関する専門的かつ体系的な教育を行う機関としての機能を果たす。

さらに、普及指導機関や本庁主務課、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構等との役割分担の下、青年農業者や多様な農業の担い手に対する研修教育の実施、就農の前後に係る継続的な支援とともに、大学や農業高等学校との連携を強化し、学生に対する就農相談、農業研修機会の提供や先進的農業者との交流などを通じて、農業に対する関心を高めるとともに就農啓発に努める。

なお、農業の担い手に対する継続的な支援に当たっては、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、市町や農業団体等の関係機関、先進的農業者等の協力による支援体制の充実に努める。

10 都道府県間及び他産業指導機関との連携

農業振興上の課題が複雑化・多様化する中、鳥獣や病害虫の被害防止対策、気候変動対策等、県域を越える共通・重要課題について、積極的に都道府県間で連携し普及指導員の技術協力、情報共有を図る。

また、畜産経営体の指導を担う家畜保健衛生所、県産農産物の販路開拓を担う愛のくにえひめ営業本部等、農業、林業、水産業で共通する課題の解決、農商工連携の推進など、他産業分野との連携が必要な場合については、林業、水産や商工に係る指導機関との連携にも留意する。

第5 普及指導活動の成果の情報発信に向けた取組

地域農業の振興に係る取組や普及指導活動の成果等は、積極的にマスメディアやSNS等を活用して広く情報発信し、普及指導活動への理解促進と認知度の向上を図る。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 関係機関が行う農業教育への協力

農業に対する県民の理解促進及び担い手の確保に向け、行政や教育機関、農業団体等が実施する農業教育活動に対し、情報提供等を行い協力する。

2 普及指導員等OB職員の活用

普及指導機関への再任用を含め、地域農業のリーダーとして活躍する普及指導員等のOB職員は、若手普及指導員の育成等、普及指導活動を補完する観点からも積極的かつ計画的に連携・活用するよう努める。

3 国との連携

普及指導計画と連動して地域農業の生産・流通面の革新を行う活動等を重点プロジェクト計画とし、その実施状況については、本県の普及指導活動をより高度化し情報発信を強化する観点から国が行う調査に協力する。